

日医発第 442 号（健Ⅱ）
令和 4 年 5 月 30 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

武田社ワクチン（ノババックス）の配分等について（その 2）

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡は、新型コロナワクチンのヌバキソビッド筋注（武田社ワクチン（ノババックス））の接種実施機関間での移送に関する取扱いを示すものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

○ワクチンの適正な管理・追跡を行う観点から、武田社ワクチン（ノババックス）の直接配送を受ける接種実施機関で接種を行うことを原則とすること。

○地域の実情やワクチンの配送の頻度等を踏まえ、武田社ワクチン（ノババックス）の直接配送を受けた接種実施機関から他の接種実施機関に対して武田社ワクチン（ノババックス）の移送を行うことを可能とすること。その場合の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（8版）」（[令和 4 年 5 月 26 日付日医発第 428 号（健Ⅱ）](#)参照）の第 4 章 2（5）ウ及び（6）に記載の取扱いのとおりとするが、武田社ワクチン（ノババックス）は、冷凍での移送や保存は出来ないため移送や保存は、2℃から 8℃で行うこと。

○新型コロナワクチンを移送する場合には、ワクチンの適正な管理・追跡の観点から、V-SYS への入力や、情報連携シートの作成と交付、ワクチン分配管理台帳への記載と保存、再融通の場合の再融通引き継ぎシートや再融通報告書の提出や報告など、所要の手続きが求められること。

（参考）

武田社ワクチン（ノババックス）の配分等について（[令和 4 年 5 月 9 日付日医発第 329 号（健Ⅱ）](#)）

事務連絡
令和4年5月25日

各〔都道府県〕
〔市町村〕
〔特別区〕

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

武田社ワクチン（ノババックス）の配分等について（その2）

新型コロナワクチンのヌバキソビッド筋注（以下「武田社ワクチン（ノババックス）」という。）の接種実施機関間での移送については、「武田社ワクチン（ノババックス）の配分等について」（令和4年4月28日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、結論が出次第、速やかにお知らせすることとじていましたが、今般、武田社ワクチン（ノババックス）の接種実施機関間での移送に関する取扱いを下記のとおりとしましたので、お示しいたします。

各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容についてご対応・ご承知おきいただくとともに、管内市区町村（特別区を含む。）並びに接種を予定する医療機関及び関係団体への周知をお願いします。

記

新型コロナワクチンについては、ワクチンの適正な管理・追跡を行う観点から、直接配送を受ける接種実施機関で接種を行うことを原則としており、この原則は引き続き維持することとします。

しかしながら、地域の実情やワクチンの配送の頻度等を踏まえ、武田社ワクチン（ノババックス）の直接配送を受けた接種実施機関から他の接種実施機関に対して武田社ワクチン（ノババックス）の移送を行うことを可能とします。

その場合の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（8版）」（令和4年5月25日健発0525第4号厚生労働省健康局長通知別添）の第4章2（5）ウ及び（6）に記載の取扱いのとおりとしますが、武田社ワクチン（ノババックス）は、冷凍での移送や保存は出来ません。移送や保存は、2℃から8℃で行うようお願いします。

また、武田社ワクチン（ノババックス）はもとより、ファイザー社ワクチンやモデルナ社ワクチンも含め、新型コロナワクチンを移送する場合には、ワクチンの適正な管理・追跡の観点から、V-SYS への入力や、情報連携シートの作成と交付、ワクチン分配管理台帳への記載と保存、再融通の場合の再融通引き継ぎシートや再融通報告書

の提出や報告など、所要の手続きが求められます。これらの手続きを確実に履行するようお願いします。